

○松山市景観条例施行規則

平成8年3月25日

規則第10号

(趣旨)

第1条 この規則は、景観法（平成16年法律第110号。以下「法」という。）及び松山市景観条例（平成8年条例第17号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(用語)

第2条 この規則において使用する用語の意義は、法及び条例で使用する用語の例による。

(工作物)

第3条 条例第2条第2号の規則で定める工作物は、次に掲げるものとする。

- (1) 煙突
- (2) 鉄筋コンクリート造の柱，鉄柱，木柱その他これらに類するもの（第11号及び第12号に掲げるものを除く。）
- (3) 装飾塔，記念塔その他これらに類するもの
- (4) 高架水槽，物見塔その他これらに類するもの
- (5) 擁壁，垣，さく，塀その他これらに類するもの
- (6) ウォーターシュート，コースター，メリーゴーラウンド，観覧車，飛行塔その他これらに類する遊戯施設
- (7) コンクリートプラント，クラッシュプラントその他これらに類するもの
- (8) 自動車車庫の用途に供する施設
- (9) 飼料，肥料，石油，ガス等を貯蔵する施設
- (10) 汚物処理場，ごみ焼却場その他の処理施設
- (11) 電気供給又は電気通信のための施設
- (12) 太陽光発電のための施設
- (13) その他市長が景観形成上必要と認めて定めるもの

(住民等による景観計画の提案)

第4条 法第11条第1項又は第2項の規定による景観計画の策定又は変更の提案は、景観計画提案書（様式第1号）により行うものとする。

(景観計画区域内における行為の届出)

第5条 法第16条第1項第1号及び第2号に掲げる行為に係る法第16条第1項の規定による届出は、景観計画区域内行為届出書（様式第2号）正副2通を提出して行わなければならない。

2 前項の届出書には、別表第1の左欄に掲げる行為の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる図書を添付しなければならない。

3 条例第15条第1項各号に掲げる行為に係る法第16条第1項の規定による届出は、景観計画区域内行為届出書正副2通に次に掲げる事項を記載して行わなければならない。

(1) 行為をしようとする者の氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、その名称及び主たる事務所の所在地）

(2) 行為の完了予定日

4 前項の届出書には、別表第2の左欄に掲げる行為の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる図書を添付しなければならない。ただし、市長が添付の必要がないと認める図書については、添付を省略させることができる。

5 市長は、第2項及び前項に規定する図書のほか、必要と認める図書の添付を求めることができる。

（景観計画区域内における行為の変更の届出）

第6条 前条第1項の届出書により届け出た事項に係る法第16条第2項の規定による変更の届出は、景観計画区域内行為変更届出書（様式第3号）正副2通を提出して行わなければならない。

2 前条第3項の届出書により届け出た事項に係る法第16条第2項の規定による変更の届出は、景観計画区域内行為変更届出書正副2通を提出して行わなければならない。ただし、当該届け出た事項のうち、設計又は施行方法の変更により同条第1項の届出に係る行為が同条第7項各号に掲げる行為に該当することとなるものについては、同条第2項の規定による変更の届出を要しない。

3 前2項の届出書には、変更に係る行為について法第16条第1項の規定による届出を行った際に添付した図書のうち、当該変更に伴いその内容が変更されるものを添付しなければならない。ただし、市長が添付の必要がないと認める図書については、添付を省略させることができる。

4 市長は、前項に規定する図書のほか、必要と認める図書の添付を求めることができる。

（景観計画区域内における行為の通知）

第7条 法第16条第5項の規定による通知は、景観計画区域内行為通知書（様式第4号）を提出して行うものとする。この場合において、添付すべき図書については、第5条第2項、第4項及び第5項の規定を準用する。

（景観計画区域内において届出を要しない行為）

第8条 条例第16条第1号の規則で定める行為は、別表第3左欄に掲げる区域の区分に応じ、同表の中欄に掲げる行為の区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる規模のものとする。

2 条例第16条第4号の規則で定める行為は、次に掲げる行為とする。

(1) 条例第15条第1項第1号に掲げる行為のうち、当該行為により生じる法面又は擁壁の高さが1.5メートル以下で、かつ、地形の外観変更に係る面積が200平方メートル以下のもの

(2) 高さが5メートル以下の木竹の伐採

(3) 条例第15条第1項第3号に掲げる行為のうち、当該行為の期間が30日以内のもの又は当該行為の高さが3メートル以下で、かつ、当該行為を行う土地の面積が100平方メートル以下のもの

（勧告の手続）

第9条 法第16条第3項の規定による勧告は、勧告書（様式第5号）により行うものとする。

（公表の手続）

第10条 条例第18条第2項の規定による公表は、本市役所掲示場及び市役所支所掲示場への掲示並びに本市の広報紙及びホームページへの掲載により行うものとする。

2 条例第18条第3項に規定する意見の聴取は、意見を記載した書面（次項において「意見書」という。）により行うものとする。

3 条例第18条第3項の規定による通知は、意見書の提出期限までに相当の期間をおいて、意見聴取通知書（様式第6号）により行うものとする。

（景観計画区域内の行為の完了等の報告）

第11条 条例第19条の規定による報告は、景観計画区域内行為完了（中止）報告書（様式第7号）に市長が必要と認める書類を添付して行うものとする。

（景観重要建造物及び景観重要樹木の指定の提案）

第12条 法第20条第1項若しくは第2項又は法第29条第1項若しくは第2項の規定

による提案は、景観重要建造物（樹木）指定提案書（様式第8号）により行うものとする。

（景観重要建造物及び景観重要樹木の指定等）

第13条 法第21条第1項及び法第30条第1項の規定による通知は、景観重要建造物（樹木）指定通知書（様式第9号）により行うものとする。

2 法第21条第2項の標識には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- (1) 指定番号
- (2) 指定年月日
- (3) 名称

3 法第30条第2項の標識には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- (1) 指定番号
- (2) 指定年月日
- (3) 樹種

4 前2項の標識の設置場所は、当該標識の設置に係る景観重要建造物又は景観重要樹木の所有者と協議して決定するものとする。

（景観重要建造物及び景観重要樹木の現状変更の申請等）

第14条 法第22条第1項又は法第31条第1項の許可を受けようとする者は、景観重要建造物（樹木）現状変更許可申請書（様式第10号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査して許可の適否を決定し、その旨を景観重要建造物（樹木）現状変更許可（不許可）通知書（様式第11号）により当該申請を行った者に通知するものとする。

3 法第22条第4項（法第31条第2項において準用する場合を含む。）の規定による協議をしようとする国の機関又は地方公共団体は、景観重要建造物（樹木）現状変更協議書（様式第12号）を市長に提出するものとする。

（景観重要建造物及び景観重要樹木の原状回復命令等）

第15条 法第23条第1項（法第32条第1項において準用する場合を含む。）の規定による命令は、景観重要建造物（樹木）原状回復等命令書（様式第13号）により行うものとする。

2 法第23条第3項（法第32条第1項において準用する場合を含む。）の身分を示す

証明書は、身分証明書（様式第14号）とする。

（景観重要建造物及び景観重要樹木の管理に関する命令又は勧告）

第16条 法第26条及び法第34条の規定による命令及び勧告は、景観重要建造物（樹木）の管理に関する命令書（様式第15号）又は景観重要建造物（樹木）の管理に関する勧告書（様式第16号）により行うものとする。

（景観重要建造物及び景観重要樹木の指定の解除の通知）

第17条 法第27条第3項及び法第35条第3項の規定により準用する法第21条第1項又は法第30条第1項の規定による通知は、景観重要建造物（樹木）指定解除通知書（様式第17号）により行うものとする。

（所有者の変更の届出）

第18条 法第43条の規定による届出は、景観重要建造物（樹木）所有者変更届出書（様式第18号）により行うものとする。

（景観協定の認可の申請）

第19条 法第81条第4項又は法第90条第1項の規定による景観協定の認可を受けようとする者は、景観協定認可申請書（様式第19号）に次に掲げる図書（同項の規定による認可を受けようとする者にあつては、第3号に掲げる図書を除く。）を添付して、市長に提出しなければならない。

- (1) 協定書の写し
- (2) 景観協定区域（景観協定区域隣接地を定めた場合にあつては、景観協定区域及び景観協定区域隣接地。次条第2号において同じ。）を表示する図面
- (3) 土地所有者等の全員の合意を証する書類
- (4) 景観協定区域内の土地所有者等の氏名及び住所、その有する権利の種類並びに当該景観協定区域内の土地の地目及び地積を示す書類
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める図書

（景観協定の変更の申請）

第20条 法第84条第1項の規定による景観協定の変更の認可を受けようとする者は、景観協定変更認可申請書（様式第20号）に次に掲げる図書を添付して、市長に提出しなければならない。

- (1) 変更後の協定書の写し
- (2) 景観協定区域を表示する図面（当該景観協定区域を変更する場合に限る。）

- (3) 土地所有者等の全員の合意を証する書類
- (4) 景観協定区域内の土地所有者等の氏名及び住所，その有する権利の種類並びに当該景観協定区域内の土地の地目及び地積を示す書類
- (5) 前各号に掲げるもののほか，市長が必要と認める図書  
(景観協定の廃止の申請)

第21条 法第88条第1項の規定による景観協定の廃止の認可を受けようとする者は，景観協定廃止認可申請書（様式第21号）に次に掲げる図書を添付して，市長に提出しなければならない。

- (1) 土地所有者等の過半数の合意を証する書類
- (2) 景観協定区域内の土地所有者等の氏名及び住所，その有する権利の種類並びに当該景観協定区域内の土地の地目及び地積を示す書類
- (3) 前2号に掲げるもののほか，市長が必要と認める図書  
(景観協定の認可の決定)

第22条 市長は，前3条の規定による申請があったときは，その内容を審査して認可の適否を決定し，その旨を景観協定認可（不認可）通知書（様式第22号）又は景観協定変更（廃止）認可（不認可）通知書（様式第23号）により当該申請を行った者に通知するものとする。

(大規模行為)

第23条 条例第22条第1項の景観形成に大きな影響を与えるものとして規則で定める行為は，次に掲げる行為とする。

- (1) 高さが15メートルを超え，又は延べ面積が1,000平方メートルを超える建築物の建築等（建築物の増築又は改築により高さが15メートルを超え，又は延べ面積が1,000平方メートルを超えることとなる場合を含む。）
- (2) 地盤面から工作物の最高部までの高さが15メートルを超え，又は築造面積が1,000平方メートルを超える工作物の建設等（工作物の増築又は改築により築造面積が1,000平方メートルを超えることとなる場合を含む。）
- (3) 土地の形質の変更で法面又は擁壁の高さが3メートルを超えるもの

(大規模行為の届出)

第24条 条例第23条第1項の規定による届出をしようとする者は，大規模行為届出書（様式第24号）正副2通に，別表第4左欄に掲げる行為の区分に応じ，それぞれ同表

右欄に掲げる図書を添付して、これを市長に提出しなければならない。ただし、市長が特に添付を要しないと認めるものについては、この限りでない。

- 2 市長は、前項に規定する図書のほか、必要と認める図書の添付を求めることができる。
- 3 第1項の届出は、当該届出に係る大規模行為に着手する日の30日前までに行わなければならない。
- 4 前3項の規定は、届出の内容を変更する場合について準用する。

(届出を要しない大規模行為)

第25条 条例第23条第2項第1号の規則で定める行為は、次に掲げる行為とする。

- (1) 建築物の増築又は改築であつて、当該行為に係る部分の高さが5メートル以下で、かつ、床面積の合計が10平方メートル以下のもの
- (2) 工作物の新築等のうち、次に掲げるもの
  - ア 第3条第1号から第4号まで及び第6号から第12号までに規定する工作物の増築若しくは改築又は建築物と一体のものとして行う新設若しくは移転であつて、当該行為に係る部分の高さが5メートル以下で、かつ、築造面積が10平方メートル以下のもの
  - イ 第3条第5号に規定する工作物の増築若しくは改築又は建築物と一体のものとして行う新設若しくは移転であつて、当該行為に係る部分の高さが1.5メートル以下で、かつ、長さが5メートル以下のもの
- (3) 建築物又は工作物の外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更で、当該行為に係る部分の面積が15平方メートル以下のもの
- (4) 仮設の建築物の建築等又は工作物の建設等
- (5) 農林漁業を営むために行う土地の形質の変更
- (6) 地盤面下における行為
- (7) 法令又はこれに基づく処分による義務の履行として行う行為
- (8) 景観法施行令（平成16年政令第398号）第10条第3号及び第4号に掲げる行為
- (9) その他市長が特に届出を要しないと認める行為  
(大規模行為の完了等の報告)

第26条 条例第23条第1項の規定による届出をした者は、当該届出に係る行為を完了し、又は中止したときは、速やかに大規模行為完了・中止報告書（様式第25号）に市

長が必要と認める書類を添付して、市長に提出しなければならない。

(重要建築物等の指定の通知)

第27条 市長は、条例第26条第1項の規定により重要建築物等の指定をしたときは、その旨を景観形成重要建築物等指定通知書(様式第26号)により当該重要建築物等の所有者等に通知するものとする。

(重要建築物等の指定の解除の通知)

第28条 市長は、条例第27条第1項の規定により重要建築物等の指定を解除したときは、その旨を景観形成重要建築物等指定解除通知書(様式第27号)により当該重要建築物等の所有者等に通知するものとする。

(重要建築物等の現状変更行為等の届出)

第29条 条例第28条第1項の規定による届出をしようとする者は、景観形成重要建築物等現状変更行為等届出書(様式第28号)に、別表第5左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表右欄に掲げる図書を添付して、これを市長に提出しなければならない。ただし、市長が特に添付を要しないと認めるものについては、この限りでない。

2 第24条第2項の規定は、前項の届出について準用する。

(重要建築物等の届出を要しない現状変更行為)

第30条 条例第28条第2項第1号の規則で定める行為は、次に掲げる行為とする。

- (1) 地下に設ける重要建築物等の増築、改築、移転又は除却
- (2) 仮設の工作物の設置その他の一時的に現状の変更を行う行為
- (3) 法令又はこれに基づく処分による義務の履行として行う行為
- (4) 消火器の設置その他の防災上の措置を講じるために行う行為
- (5) 樹木又は樹林においては、景観法施行令第15条第1号に掲げる行為及び病虫害の駆除その他の滅失、枯死等を防ぐために行う行為
- (6) その他市長が重要建築物等の保全に支障がないと認める行為

(規約の要件)

第31条 条例第30条第1項第4号に規定する規則で定める要件は、次に掲げるものとする。

- (1) 名称
- (2) 目的
- (3) 活動区域に含まれる地域の名称

- (4) 活動内容
- (5) 事務所の所在地
- (6) 構成員に関する事項
- (7) 役員の定数，任期及び職務に関する事項
- (8) 会議に関する事項
- (9) 会費及び会計に関する事項

(景観形成推進組織の認定の申請)

第32条 条例第30条第2項の規定により認定を受けようとする者は、景観形成推進組織認定申請書（様式第29号）に次に掲げる書類を添付して、これを市長に提出しなければならない。

- (1) 規約の写し
- (2) 活動区域を示す図面
- (3) 構成員並びに役員の氏名及び住所を記載した書類
- (4) その他市長が必要と認める書類

2 市長は、前項の申請書の提出があったときは、その内容を審査して認定の可否を決定し、その旨を景観形成推進組織認定・不認定通知書（様式第30号）により当該申請者に通知するものとする。

(景観形成推進組織の認定の取消し)

第33条 市長は、条例第31条の規定により景観形成推進組織の認定を取り消したときは、その旨を景観形成推進組織認定取消通知書（様式第31号）により当該景観形成推進組織の代表者に通知するものとする。

(景観形成住民協定の認定の申請)

第34条 条例第33条第2項の規定により認定を受けようとする者は、景観形成住民協定認定申請書（様式第32号）に次に掲げる書類を添付して、これを市長に提出しなければならない。

- (1) 協定書の写し
- (2) 協定を締結した区域を示す図面
- (3) その他市長が必要と認める書類

2 市長は、前項の申請書の提出があったときは、その内容を審査して認定の可否を決定し、その旨を景観形成住民協定認定・不認定通知書（様式第33号）により当該申請者

に通知するものとする。

(景観形成住民協定の認定の取消し)

第35条 市長は、条例第34条の規定により景観形成住民協定の認定を取り消したときは、その旨を景観形成住民協定認定取消通知書(様式第34号)により当該景観形成住民協定の代表者に通知するものとする。

(松山市景観審議会の組織)

第36条 松山市景観審議会(以下「審議会」という。)は、委員20人以内で組織する。

2 審議会の委員は、次の各号に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 関係団体の代表者
- (3) その他市長が適当と認める者

3 市長は、特別の事項又は専門の事項を調査審議させるため必要があると認めるときは、当該事項(以下「調査事項」という。)を明示して臨時委員を委嘱することができる。

4 臨時委員は、調査事項が議題として審議されるときに限り会議に出席する。

(任期)

第37条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 欠員を生じた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 臨時委員の任期は、調査事項の調査審議が終了するときまでとする。

(会長及び副会長)

第38条 審議会に、会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、審議会の委員の互選により定める。

3 会長は、審議会の会務を総理し、会議の議長となる。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときはその職務を代理する。

(会議)

第39条 審議会の会議は、会長が招集する。

2 審議会は、委員の半数以上の者が出席しなければ会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(景観賞審査部会)

第40条 景観賞(条例第36条の規定に基づく表彰をいう。)の選考について審査する

ため、審議会に景観賞審査部会（以下「部会」という。）を置く。

- 2 部会に属すべき委員は、会長及び副会長のほか、会長が指名する。
- 3 部会に部会長を置き、会長をもって充てる。
- 4 部会長は、部会の事務を掌理する。
- 5 部会長に事故あるとき又は部会長が欠けたときは、副会長がその職務を代理する。
- 6 部会の決議は、これをもって審議会の決議とする。

（意見の聴取等）

第41条 会長又は部会長は、必要があると認めるときは委員以外の者を会議に出席させて意見を聴き、又は必要な説明若しくは資料の提出を求めることができる。

（委任）

第42条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が定める。

付 則

この規則は、平成8年4月1日から施行する。ただし、第3条から第20条までの規定は、平成9年4月1日から施行する。

付 則（平成11年3月26日規則第13号）

この規則は、平成11年4月1日から施行する。

付 則（平成12年2月22日規則第8号）抄

（施行期日）

- 1 この規則は、平成12年4月1日から施行する。

付 則（平成12年3月15日規則第14号）抄

（施行期日）

- 1 この規則は、平成12年4月1日から施行する。

付 則（平成14年3月20日規則第11号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成14年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則の施行の際、現にこの規則による改正前の松山市都市景観条例施行規則第21条第2項の規定により委嘱され、又は任命されている委員は、その任期が満了するまでの間（議員のうちから選任された委員については、当該議員としての任期が満了するまでの間）、同項の規定により委嘱され、又は任命されたものとみなす。

付 則（平成 18 年 3 月 1 日規則第 10 号）

この規則は、公布の日から施行する。

付 則（平成 18 年 3 月 31 日規則第 69 号）

この規則は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

付 則（平成 20 年 6 月 16 日規則第 72 号）

この規則は、公布の日から施行する。

付 則（平成 22 年 3 月 30 日規則第 18 号）

（施行期日）

1 この規則は、平成 22 年 6 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の際現に第 1 条の規定による改正前の松山市都市景観条例施行規則第 9 条第 1 項の規定により提出されている大規模行為届出書は、第 1 条の規定による改正後の松山市景観条例施行規則第 24 条の規定により提出されている大規模行為届出書とみなす。

3 この規則の施行の際、第 1 条の規定による改正前の松山市都市景観条例施行規則様式第 3 号から様式第 13 号までによる用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

付 則（平成 24 年 6 月 26 日規則第 55 号）

この規則は、公布の日から施行する。

付 則（平成 27 年 9 月 10 日規則第 64 号）

（施行期日）

1 この規則は、平成 27 年 10 月 1 日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第 1 条中松山市景観条例施行規則第 23 条及び第 25 条の改正規定 公布の日

(2) 第 1 条中松山市景観条例施行規則様式第 11 号、様式第 13 号、様式第 15 号、様式第 22 号及び様式第 23 号の改正規定、第 2 条中松山市屋外広告物条例施行規則様式第 20 号の改正規定並びに第 3 条の規定 行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）の施行の日

（経過措置）

2 第 1 条の規定による改正後の松山市景観条例施行規則第 8 条及び別表第 3 の規定は、

平成27年11月1日（以下「適用日」という。）以後に着手する景観法（平成16年法律第110号）第16条第1項第1号及び第2号に掲げる行為について適用し，適用日前に着手する同項第1号及び第2号に掲げる行為については，なお従前の例による。

別表第1（第5条関係）

行為の区分	図書	
	種類	摘要
建築物の建築等又は工作物の建設等（色彩の変更のみを行う場合を除く。）	平面図	
	外構平面図	
	景観形成基準適合チェックリスト	行為を行う景観計画区域のものをを用いること
建築物又は工作物の色彩の変更	景観形成基準適合チェックリスト	行為を行う景観計画区域のものをを用いること

注 この表において「外構平面図」とは、門、垣、塀、擁壁、植栽、玄関回り、敷地内通路、庭園等の敷地内の外構構成を記載した平面図をいう。

別表第2（第5条関係）

行為の区分	図書	
	種類	摘要
土地の開墾，土石の採取，鉱物の掘採その他の土地の形質の変更	付近見取図	縮尺2,500分の1以上のもの
	平面図	縮尺500分の1以上のもの 変更前及び変更後の土地の形状を記載すること
	断面図	
	状況写真	
	景観形成基準適合チェックリスト	行為を行う景観計画区域のものを用いること
木竹の伐採	付近見取図	縮尺2,500分の1以上のもの
	状況写真	
	景観形成基準適合チェックリスト	行為を行う景観計画区域のものを用いること
屋外における土石，廃棄物，再生資源その他の物件の堆積	付近見取図	縮尺2,500分の1以上のもの
	配置図	遮へい物を設置する場合にあっては，その位置，種類及び規模を記載すること
	堆積後の物件の状況を表示する図面	
	状況写真	
	景観形成基準適合チェックリスト	行為を行う景観計画区域のものを用いること

注

- 1 行為の規模が大きいため，この表における縮尺の図面によっては適切に表示できない場合には，当該行為の規模に応じて，行為の内容を適切に表示できる縮尺の図面をもって，これらの図面に替えることができる。
- 2 この表において「状況写真」とは，行為地及び周辺の土地の状況を示すカラー写真をいう。

別表第3（第8条関係）

区域	行為の区分	規模
松山市景観計画の区域のうち、景観形成重点地区以外の区域	建築物の新築又は移転	建築物の高さが15メートル以下、かつ、床面積の合計が1,000平方メートル以下のもの
	建築物の増築又は改築（以下この表において「増築等」という。）	(1) 増築等の後の建築物の高さが15メートル以下、かつ、床面積の合計が1,000平方メートル以下のもの (2) 増築等の前後の建築物の高さが15メートルを超え、又は床面積の合計が1,000平方メートルを超えるもので、当該増築等に係る部分の高さが5メートル以下、かつ、床面積の合計が10平方メートル以下のもの
	建築物の外観を変更することとなる修繕、模様替又は色彩の変更（以下この表において「外観変更」という。）	(1) 建築物の高さが15メートル以下、かつ、床面積の合計が1,000平方メートル以下のもの (2) 高さが15メートルを超え、又は床面積の合計が1,000平方メートルを超える建築物の外観変更に係る部分の面積が15平方メートル以下のもの
	工作物の新設若しくは移転（以下この表において「新設等」という。）	(1) 第3条第1号から第4号まで及び第6号から第10号までに規定する工作物にあつては、地盤面から当該工作物の最高部までの高さが15メートル以下、かつ、築造面積が1,000平方メートル以下のもの (2) 第3条第5号に規定する工作物にあつては、地盤面から当該工作物の最高部までの高さが1.5メートル以下、又は長さが60メートル以下のもの (3) 第3条第11号及び第12号に規定する工作物にあつては、地盤面から当該工作物の最高部までの高さが15メートル以下、かつ、築造面積が10平方メートル以下のもの
	工作物の増築等	(1) 第3条第1号から第4号まで及び第6号から第10号までに規定する工作物にあつては、次のいずれかに該当するもの ア 地盤面から増築等の後の工作物の最高部までの高さが15メートル以下、かつ、築造面積が1,000平方メートル以下のもの イ 地盤面から増築等の前後の工作物の最高部までの高さが15メートルを超え、又は築造面積が1,000平方メートルを超えるもので、当該増築等に係る部分の高さが5

		<p>メートル以下、かつ、築造面積が10平方メートル以下のもの</p> <p>(2) 第3条第5号に規定する工作物にあっては、次のいずれかに該当するもの</p> <p>ア 地盤面から増築等の後の工作物の最高部までの高さが1.5メートル以下、又は長さが60メートル以下のもの</p> <p>イ 地盤面から増築等の前後の工作物の最高部までの高さが1.5メートルを超え、かつ、長さが60メートルを超えるもので、当該増築等に係る部分の高さが1.5メートル以下、かつ、長さが5メートル以下のもの</p> <p>(3) 第3条第11号及び第12号に規定する工作物にあっては、次のいずれかに該当するもの</p> <p>ア 地盤面から増築等の後の工作物の最高部までの高さが1.5メートル以下、かつ、築造面積が10平方メートル以下のもの</p> <p>イ 地盤面から増築等の前後の工作物の最高部までの高さが1.5メートルを超え、又は築造面積が10平方メートルを超えるもので、当該増築等に係る部分の高さが5メートル以下、かつ、築造面積が10平方メートル以下のもの</p>
	建築物と一体のものとして行う工作物の新設等	<p>第3条第1号から第4号まで及び第6号から第12号までに規定する工作物にあっては、次のいずれかに該当するもの</p> <p>(1) 高さが1.5メートル以下、かつ、床面積の合計が1,000平方メートル以下の建築物と一体のものとして行う工作物の新設等で、地盤面から当該工作物の最高部までの高さが1.5メートル以下のもの</p> <p>(2) 高さが1.5メートルを超え、又は床面積の合計が1,000平方メートルを超える建築物と一体のものとして行う工作物の新設等で、当該工作物の高さが5メートル以下、かつ、築造面積が10平方メートル以下のもの</p>
	工作物の外観変更	<p>(1) 第3条第1号から第4号まで及び第6号から第10号までに規定する工作物にあっては、次のいずれかに該当するもの</p> <p>ア 地盤面から工作物の最高部までの高さが1.5メートル以下、かつ、築造面積が1,000平方メートル以下のもの</p> <p>イ 地盤面から工作物の最高部までの高さが1.5メートルを超え、又は築造面積が1,000平方メートルを超える当該工作物の外観変更に係る部分の面積が1.5平方メートル以下のもの</p> <p>(2) 第3条第5号に規定する工作物にあっては、次のいずれか</p>

		<p>に該当するもの</p> <p>ア 地盤面から工作物の最高部までの高さが1.5メートル以下、又は長さが60メートル以下のもの</p> <p>イ 地盤面から工作物の最高部の高さが1.5メートルを超え、かつ、長さが60メートルを超える当該工作物の外観変更に係る部分の面積が15平方メートル以下のもの</p> <p>(3) 第3条第11号及び第12号に規定する工作物にあっては、次のいずれかに該当するもの</p> <p>ア 地盤面から工作物の最高部の高さが1.5メートル以下、かつ、築造面積が10平方メートル以下のもの</p> <p>イ 地盤面から工作物の最高部の高さが1.5メートルを超え、又は築造面積が10平方メートルを超える当該工作物の外観変更に係る部分の面積が15平方メートル以下のもの</p>
景観形成重点地区	建築物の新築又は移転	建築物の高さが5メートル以下、かつ、床面積の合計が10平方メートル以下のもの
	建築物の増築等	<p>(1) 増築等の後の建築物の高さが5メートル以下、かつ、床面積の合計が10平方メートル以下のもの</p> <p>(2) 増築等の前後の建築物の高さが5メートルを超え、又は床面積の合計が10平方メートルを超えるもので、当該増築等に係る部分の高さが5メートル以下、かつ、床面積の合計が10平方メートル以下のもの</p>
	建築物の外観変更	<p>(1) 建築物の高さが5メートル以下、かつ、床面積の合計が10平方メートル以下のもの</p> <p>(2) 高さが5メートルを超え、又は床面積の合計が10平方メートルを超える建築物の外観変更に係る部分の面積が15平方メートル以下のもの</p>
	工作物の新設等	<p>(1) 第3条第1号から第4号まで及び第6号から第10号までに規定する工作物にあっては、地盤面から当該工作物の最高部までの高さが5メートル以下、かつ、築造面積が10平方メートル以下のもの</p> <p>(2) 第3条第5号に規定する工作物にあっては、地盤面から当該工作物の最高部までの高さが1.5メートル以下、かつ、長さが5メートル以下のもの</p> <p>(3) 第3条第11号及び第12号に規定する工作物にあっては、地盤面から当該工作物の最高部までの高さが1.5メートル以下、かつ、築造面積が10平方メートル以下のもの</p>
	工作物の増築等	(1) 第3条第1号から第4号まで及び第6号から第10号までに規定する工作物にあっては、次のいずれかに該当するもの

		<p>ア 地盤面から増築等の後の工作物の最高部までの高さが5メートル以下、かつ、築造面積が10平方メートル以下のもの</p> <p>イ 地盤面から増築等の前後の工作物の最高部までの高さが5メートルを超え、又は築造面積が10平方メートルを超えるもので、当該増築等に係る部分の高さが5メートル以下、かつ、築造面積が10平方メートル以下のもの</p> <p>(2) 第3条第5号に規定する工作物にあつては、次のいずれかに該当するもの</p> <p>ア 地盤面から増築等の後の工作物の最高部までの高さが1.5メートル以下、かつ、長さが5メートル以下のもの</p> <p>イ 地盤面から増築等の前後の工作物の最高部までの高さが1.5メートルを超え、又は長さが5メートルを超えるもので、当該増築等に係る部分の高さが1.5メートル以下、かつ、長さが5メートル以下のもの</p> <p>(3) 第3条第11号及び第12号に規定する工作物にあつては、次のいずれかに該当するもの</p> <p>ア 地盤面から増築等の後の工作物の最高部までの高さが15メートル以下、かつ、築造面積が10平方メートル以下のもの</p> <p>イ 地盤面から増築等の前後の工作物の最高部までの高さが15メートルを超え、又は築造面積が10平方メートルを超えるもので、当該増築等に係る部分の高さが5メートル以下、かつ、築造面積が10平方メートル以下のもの</p>
建築物と一体のものとして行う工作物の新設等		<p>第3条第1号から第4号まで及び第6号から第12号までに規定する工作物にあつては、次のいずれかに該当するもの</p> <p>(1) 高さが5メートル以下、かつ、床面積の合計が10平方メートル以下の建築物と一体のものとして行う工作物の新設等で、地盤面から当該工作物の最高部までの高さが5メートル以下のもの</p> <p>(2) 高さが5メートルを超え、又は床面積の合計が10平方メートルを超える建築物と一体のものとして行う工作物の新設等で、当該工作物の高さが5メートル以下、かつ、築造面積が10平方メートル以下のもの</p>
工作物の外観変更		<p>(1) 第3条第1号から第4号まで及び第6号から第10号までに規定する工作物にあつては、次のいずれかに該当するもの</p> <p>ア 地盤面から工作物の最高部までの高さが5メートル以下、かつ、築造面積が10平方メートル以下のもの</p> <p>イ 地盤面から工作物の最高部までの高さが5メートルを</p>

		<p>         超え、又は築造面積が10平方メートルを超える当該工作物の外観変更に係る部分の面積が15平方メートル以下のもの       </p> <p> <b>(2)</b> 第3条第5号に規定する工作物にあつては、次のいずれかに該当するもの       </p> <p>         ア 地盤面から工作物の最高部までの高さが1.5メートル以下、かつ、長さが5メートル以下のもの       </p> <p>         イ 地盤面から工作物の最高部の高さが1.5メートルを超え、又は長さが5メートルを超える当該工作物の外観変更に係る部分の面積が15平方メートル以下のもの       </p> <p> <b>(3)</b> 第3条第11号及び第12号に規定する工作物にあつては、次のいずれかに該当するもの       </p> <p>         ア 地盤面から工作物の最高部の高さが15メートル以下、かつ、築造面積が10平方メートル以下のもの       </p> <p>         イ 地盤面から工作物の最高部の高さが15メートルを超え、又は築造面積が10平方メートルを超える当該工作物の外観変更に係る部分の面積が15平方メートル以下のもの       </p>
--	--	--

注

- 1 この表において「松山市景観計画」とは、法第8条第1項の規定により本市が定めた松山市景観計画をいう。
- 2 この表において「景観形成重点地区」とは、松山市景観計画の区域のうち、特に重点的に景観形成を図る必要がある地区として指定された区域をいう。

別表第4（第24条関係）

行為の区分	図書	
	種類	摘要
大規模な建築物の建築等又は工作物の建設等（色彩の変更のみを行う場合を除く。）	付近見取図	
	配置図	
	平面図	
	立面図	屋外広告物等又は露出する建築設備及び外部仕上げを記載すること
	外構平面図	
	状況写真	
大規模な建築物若しくは工作物の色彩の変更又は屋外広告物等の表示、設置、変更若しくは改造	付近見取図	
	配置図	
	立面図	
	状況写真	
大規模な土地の形質の変更	付近見取図	
	平面図	変更前及び変更後の土地の形状を記載すること
	断面図	
	状況写真	

注

- 1 この表において「外構平面図」とは、門、垣、塀、擁壁、植栽、玄関回り、敷地内通路、庭園等の敷地内の外構構成を記載した平面図をいう。
- 2 この表において「状況写真」とは、行為地及び周辺の土地の状況を示すカラー写真をいう。
- 3 この表において「屋外広告物等」とは、屋外広告物及びこれを掲出する物件をいう。

別表第5（第29条関係）

区分	図書	
	種類	摘要
建築物，工作物その他の物件	付近見取図	
	配置図	
	各階の平面図	変更前，変更後を記載すること
	各面の立面図	変更前，変更後を記載すること
	外構平面図	変更前，変更後を記載すること
樹木又は樹林	付近見取図	
	地形図	伐採する樹木，移植する樹木及び新たに植栽する樹木を記載すること
	状況写真	

注

- この表において「外構平面図」とは，門，垣，塀，擁壁，植栽，玄関回り，敷地内通路，庭園等の敷地内の外構構成を記載した平面図をいう。
- この表において「状況写真」とは，行為地及び周辺の土地の状況を示すカラー写真をいう。